

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
池田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="486 573 1552 800"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>種別・数量</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力供給</td> <td>電柱 1 本</td> <td>平成31年 4 月 22 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで</td> <td>2,700円</td> <td>平成31年 4 月 25 日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日	電力供給	電柱 1 本	平成31年 4 月 22 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	2,700円	平成31年 4 月 25 日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第 4 条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。 (以下略)</p> </div>	<p>本案件については、使用許可と使用料調定の両担当間の連携不足に起因するものであることから、許可から調定に至るまで同一担当者による事務となるようグループ内の担当事務を見直した。</p> <p>また、再発防止に向け所内全員に、行政財産使用料徴収事務の適正処理について周知徹底を図った。</p> <p>今後は決裁時に複数人でのチェック体制を強化するなど、適正な事務を行う。</p>
使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日									
電力供給	電柱 1 本	平成31年 4 月 22 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	2,700円	平成31年 4 月 25 日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月1日から令和3年1月29日まで）